

【奨学金制度】

① 日本学生支援機構奨学金制度（貸与型）について

この奨学金は、貸与奨学金で経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し学資の貸与、その他必要な援助を行う奨学事業です。

出願と採用	奨学金の貸与を希望する学生は、事務部で説明を受け出願してください。 日本学生支援機構の奨学規程及び奨学推薦基準等により、適格者を選考のうえ採用されます。
出願時期	4月中旬および9月初旬（めいおんポータルサイトに掲載します。）
第一種 （無利子貸与）	最高月額 54,000円（自宅通学者） 最高月額 64,000円（自宅外通学者） 30,000円（自宅・自宅外通学者共通） ●自宅通学者の場合は、最高月額の他に、40,000円、20,000円を、自宅外通学者の場合は、最高月額の他に、50,000円、40,000円、20,000円を選択できます。貸与始期について、4月募集時は4月分から9月募集時は10月分から選択できます。
第二種 （有利子貸与）	貸与月額 20,000円・30,000円・40,000円・50,000円・60,000円・70,000円・80,000円・90,000円・100,000円・110,000円・120,000円 ●貸与始期について、4月募集時は4月分から9月募集時は10月分から選択できます。また、入学特別増額貸与として入学年月を始期として奨学金の貸与を受ける人は、希望により10万円・20万円・30万円・40万円・50万円の5種類の中から選択した額を初回振込時に限り増額して貸与を受けられます。
その他	緊急採用、応急採用等があります。（事務部窓口で相談してください。）
返還について	奨学金は貸与であり、貸与終了後は「返還誓約書」に従って必ず返還しなければなりません。

② 日本学生支援機構奨学金制度（給付型）について

この奨学金は、国の高等教育における修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある学生が経済的理由により進学および修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。以下の表のとおり、世帯の所得金額に基づく区分、また通学形態により支給金額が定められています。

（月額）

学部生	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
自宅通学	38,300円 (42,500円)	25,600円 (28,400円)	12,800円 (14,200円)
自宅外通学	75,800円	50,600円	25,300円

※（ ）内は生活保護受給世帯の受給金額。

※日本学生支援機構の貸与奨学金（第一種）の貸与を受けている者は、貸与上限額が制限されます。

※家計急変時の採用は随時事務部にて受付をしています。ただし、急変事由が発生した日から3ヶ月以内の申し込みに限ります。

※日本学生支援機構奨学金制度（給付）の申請時に併せて、『授業料減免制度（文部省）』を必ず申し込んでください。

③ 公益財団法人 山田貞夫音楽財団奨学金（給付）について

名古屋音楽大学で、クラシック音楽を専攻している学生の内、大学から推薦を受けた者が、財団より年額240,000円を給付される（返済義務なし）。奨学生は、奨学金給付後「私の1年間の音楽活動」というテーマで報告書（レポート）の提出が義務付けられている。

④ 東本願寺奨学金（給付）について

親鸞聖人のみ教えを建学の精神、教育の中心としている真宗大谷派学校連合会加盟校に在籍する学生を対象に、就学支援及び多様な分野で社会貢献する人の誕生に資することを目的として東本願寺奨学金を給付する（返済義務なし）。募集条件は、本学学部学生または大学院学生として在籍する者（給付期間中において休学中の者を除く）、また名古屋音楽大学の建学の精神を理解し音楽の成績に優れている者であること。